

説明資料（第2稿）について委員会に文書で提出された意見

4/21 委員会、5/16 委員会でのダムの説明に対して委員会に出された意見 ……	2
上記に原田委員が提出が提出した意見への補足意見 ……	8
7/29 に本多委員から出された意見 ……	9
8/4 に畑委員から出された意見 ……	10
9/4 に川那部委員から出された意見 ……	13

谷田委員

コメント

1. 琵琶湖岸生態系の回復は、瀬田の運用(6月15日)の再検討が不可欠。今の提案では、コイ科の産卵期は増えない。濁水被害の軽減も少ないだろう。
2. 上記の見直しに伴う洪水ポテンシャルは本当に大きいのか、住民の同意が得られないという一刀両断はオカシイ。
3. 利水需要の見直しが、まったくされていない。いずれの計画も。
4. 高時川などの瀬切れをダムで解決することが、本当に生態系にやさしいのか？
5. ビワコアユ、ビワマスは琵琶湖資源としては減少していない。すなわち瀬切れは自然の振幅の中かもしれない。
6. 扇状地河川の天井川が瀬切れの原因、すなわち堤防を積み上げてきたのが主因。掘削や引堤の促進が本来の解決法である。
7. 高時川、姉川についてはまさに破堤を回避し、洪水を許容する治水計画の策定が必要と思われる。
8. 開発水量 / ダム容量の比は重要なパラメーターであるが、これではダムの環境負荷を評価することはできない。
9. 丹生ダムについては、琵琶湖瀬田川の運用、亀岡の治水とも関連するので、流域全体で議論するほうが、委員会としても適切ではないか。
10. 委員会の規模(人数)が大きすぎて議論が深まらない。提言の最後の詰めのようなWGも必要になるのではないか。

原田委員

ダムに関係する河川管理者からの説明についての意見を送ります。

まずは重要と思う問題点のみの指摘にとどめます。

これら重要な問題点については個人的にばらばらと寄せるのではなく、委員会として整理してまとめてよせるべきであろうと考えます。

他の点についても意見はありますが、それはまたの機会におくらせていただきます。

それぞれのダム計画ごとにのべます。

丹生ダム、大戸川ダム

意見：琵琶湖の水位低下を抑制し環境改善に役立てるという建設理由についての根拠が薄弱である。

急激な水位低下が生態系に変化をもたらしたことを示す証拠が薄弱

- ・ スライド 1-12 に示された漁獲量の推移は、洗堰の操作規則策定後（平成 4 年 = 1992 年以後）に漁獲量が激減したことを示していない。それ以後に激減したのはホンモロコのみ。

丹生ダムによる水位低下抑制の生物の生息環境改善効果の根拠が薄弱

- ・ もっとも問題となるのは、洪水調節期への移行時の水位低下であると考えられているはずであり、その抑制にダムは有用ではない。
- ・ 水位低下抑制が期待できる時期が繁殖盛期をすぎた 7 月後半以降であり、クリティカルな時期をすぎている（たとえば、スライド 1-22 にあげられているデータは「7 月以降にも、ヨシ帯を利用していた魚もいた」という程度のことをしめしているようにしか見えない）。
- ・ スライド 1 38 に示された沈水植物にとって水位低下が問題であるという証拠はあるのか？水位低下は光環境の改善をもたらし、かえって好都合ということはないのか？

天ヶ瀬ダム

質問：スライド 49、51 に瀬田川流下能力の限界を大きくしても、琵琶湖水位が+1.4m までならないと毎秒 1500t を流すことは不可能とある。このことを考えると、スライド 34 から 39 の琵琶湖の洪水改善効果のうち既往豪雨についての改善は、瀬田川の改修のみで達成できることではないのか。どこまでが瀬田川の改修のみで可能なことであり、どれは天ヶ瀬ダムの改修が伴わなければ無理なことなのかを明確にわかるように説明すべきでなかったのか？そうされなかったのはなぜか？

川上ダム

質問：今本委員が述べられたことの繰り返しであるが、破堤しない堤防ができればダムは不

要という内容の説明であったと理解する。破堤しない堤防はできないのか？特に上野盆地の場合、遊水池の堤防となる部分が多く、強い流れがあたらないので破堤しにくいのではないかと想像するが間違いだろうか？

畑委員

今回の河川管理者からのダム関係の説明におきまして、比較検討対象として、水田畦畔のかさ上げが取り上げられています。

猪名川部会におきまして、何度か水田農地の治水上の効果や畦畔かさ上げによる貯留量増強策について述べてきましたが、当方としましては、ダムの代替案として議論しているものではなく、論点を説明しておく必要を感じましたので、以下で当方の考えております総合治水方策について述べさせていただきます。ご検討をいただければ幸いです。

本委員会ではあまり議論されていないようですが、現在、都市圏等で、大規模な地下放水トンネルが建設されており、寝屋川流域でも建設されていることはご承知の通りです。地下河川とも呼ばれるこれら地下貯留施設の事業費について確かなデータを持っておりませんが、50万 m^3 程度の貯留容量を確保するために、1,000億円(神田川)、或いは2,000億円(首都圏外郭放水路)にもものぼる事業額がweb上でも紹介されており、莫大な経費が投入されているように思われます。

一方、1,000haの農地でわずか10cmの貯留容量を洪水調節用に利用すれば、100万 m^3 の貯水容量が確保されます。20cmであれば200万 m^3 になりますが、このような貯水容量の利用で、上のような金額を農家の水田経営の支援に回すことができれば、1,000haの農地に1ha当り(1農家当り)1億円以上の支援をすることも可能になります。水田農地は地下水涵養や景観面等さまざまな効果を発揮していますが、米価の低迷等から生産継続が次第に難しくなってきました。洪水調節への協力を条件に、このような水田経営への支援がなされるなら、苦しんでいる稲作経営を一挙に立て直して、安定した米づくりと、ふるりの田園風景を少なくとも30年以上維持するのに十分な効果が期待できます。方法は考えなければなりませんが、これだけの支援ができれば、慣れ親しんできた田園風景が無くなるかもしれないというわれわれの心配や非常時の地域食料に関する不安は一気に解消されることにもなるでしょう。

治水問題でもそれぞれの担当部署の範囲内だけで処理しようとせず、他の分野の悩みにも思いを馳せ、協力の手を差し伸べながら、総合的な効果がより大きなものになるような方法を探ることが大切だと思います。総合治水対策でも浸透性舗装や地下貯留施設等の涙ぐましい努力は続けられていますが、水田の浸透性や貯留容量を確保することには従来より積極的ではなかったのではないかとおもわれます。その結果として、多くの水田や畑地が宅地等になり、今日、再び経費をかけて浸透性舗装や地下貯留施設建設等を進めて自然貯留機能の回復への投資が行われていますが、これらも農地の浸透性や面積に比べれば数値的には一桁も二桁も異なる効果しか得られないのではないのでしょうか。シカゴでの事例等を参考に始まった地下河川の建設も涙ぐましい努力の延長上にありますが、一般のダムと比べて格段に少ない貯留容量にもかかわらず事業費は膨大であり、本当に経済的に成り立つ方法なのだろうかとも考えてしまいます。

水田の貯留機能の活用は、この地下河川方式との対比で考えるべく提案しているのですが、この方式には以下のような特徴があります。

洪水を防ぐためには、先ず河川への流出量を減らす必要があり、豪雨期間中、最適な時期に田面水位を少し下げしておくことで、上述のように1,000haの水田で100万 m^3 以上の流出量相当降雨を効果的に貯留することができます。

河川の疎通能力に余裕のあるときに、田面湛水を排水させれば、上の貯留容量を反復活用して豪雨による流出量を制御できます。

沈砂池等堆砂施設を完備できれば、ピーク時河川流量を農業用水路の通水容量に応じて低下させられます。

河川に水源をもつ農業用ため池群の利水容量を利用すれば、さらに治水のための容量を増やすことができます。

原理的に簡単な方法として畦畔の嵩上げを実施すれば、いっそう貯留容量の増加を図ることができます。

このような水管理操作のために、農作業との関係ほか検討しておかなければならない事項があり、中でも煩雑な水管理のためには農家や用水管理を担当する土地改良区の全面的な協力を得る必要があります。しかし、水管理操作によるだけで、公共のために役立ち、それによって相応の水田経営支援が得られるのであれば、農家にとってはやり甲斐も感ぜられ、メリットも大きい作業になることでしょう。また、農家以外の流域住民にとって、地下河川等の建設に使用される税の一部を回してあげることで、農家を支えることができ、景観に優れた棚田の緑や田園の緑を守り、将来の危機に備えて食料の確保にもつながるのだということになれば、美しく安全な国土づくりのために、みんなが協力してもよいという気にもなってくるでしょう。そのこと以上に、このような水管理やその効果の確認作業を通して、流域住民が河川により深い関心を持ち、国民への思いやりある行政の取組みが実感できる仕掛けづくりも、国民に愛される河川行政のために大切なことのように思われます。

さらに大事なことは、本委員会で何度も出てきた「洪水の輪廻」を断ち切り、非計画的な開発の手から流域と河川を守るために、これ以上農地や林地を潰して流出量を増やすことに歯止めをかけなければ、洪水氾濫常襲の狭窄部上流ならずとも、洪水の危険がますます大きくなってしまいます。スーパー堤防の遠大な構想はあっても、現況の土地利用変化のままでは、そのような堤防が完備されるまでに、次の氾濫と被害拡大の危険はますます大きくなっていくことです。

農地、特にそこでの水田稲作は世界市場化の嵐の中でどこまで維持できるか、大変難しい時期にきており、都市におけるマンション群の乱立に見られるように、将来性も経済性も無視したかのような開発が進む、そういう時代的現象もあるだけに、農地についても歯止めが効かなくなること考えられ、上記のような検討や対応は大変急がれている状況にあるのか考えております。河川当局も大局的立場から、国を守る視点で、省庁の枠を超えた協力関係を築き、総合治水の中で農地等の働きや可能性を真剣に検討していくことが必要ではないか

と考えております。この場合、縦割りではなく、役割分担という点から、農家や農地にかかわる工事等はそれぞれの長い経験を活かして各関係省庁で対応すべきであり、必要に応じて経費の省庁間の組み換えといった大胆な手法も、スムーズな事業の展開のためには必要になってくるものと思われます。

なお、追加的にもう一点について簡単に触れさせていただきます。猪名川銀橋の狭窄部のトンネル放水路案について第 21 回委員会でご報告をいただきましたようですが、結果としては、銀橋上流と下流の A、B 両地点で洪水ピーク時間が同じであり、放水は無理との結論になっています。

この方法に関しては、既に猪名川部会で言及しましたように、B 地点での通水容量のわずかな余裕時間を利用する高度なゲート操作を伴う方法となりましようから、遊水池管理操作のように簡単な取り扱い是不可能でしょう。しかし、AB 地点間の洪水波の到達時間と A 地点での貯留容量を明確にとらえた、モニタリング操作あるいは自動制御プログラムに従えば、下流 B 地点の通水容量と現況流量との微妙な隙間を利用して、上流 A 地点の貯留水位或いは氾濫水位をより早く低下させることは可能と考えています。ただ、その低下量が必要な事業費に見合うだけの効果を発揮するか否かは別問題であることは、既に触れたつもりです。

上記に原田委員が提出が提出した意見への補足意見

淀川流域委員会委員及び河川管理者、傍聴の方等関係者のみなさん

原田（淀川部会、環境利用部会）です。

先日配付されたダムについての質問のうち天ヶ瀬ダムの改修に関するもの、およびそれに関連して行った淀川部会検討会での発言に対して、河川管理者の方から個別に説明をいただき、私の理解が不正確であったことが明らかになりました。ここに報告し、おわびします。

まず質問全文を引用します。

質問：スライド49、51に瀬田川流下能力の限界を大きくしても、琵琶湖水位が+1.4mまでならないと毎秒1500tを流すことは不可能とある。このことを考えると、スライド34から39の琵琶湖の洪水改善効果のうち既往豪雨についての改善は、瀬田川の改修のみで達成できることではないのか。どこまでが瀬田川の改修のみで可能なことであり、どれは天ヶ瀬ダムの改修が伴わなければ無理なことなのかを明確にわかるように説明すべきでなかったのか？そうされなかったのはなぜか？

河川管理者からいただいた説明によりわかったことは以下の通りです。

瀬田川の改修（鹿跳のトンネル、洗堰下流野掘削）のみでは、そこまでは達成できない。瀬田川の改修のみでは、昭和36年洪水の場合、ピーク時水位を92センチ程度までしか上げられない。これは、瀬田川の改修を行うと、鹿跳地点で、琵琶湖水位が+98センチのときに1271トン/秒、+82センチでも1221トン/秒の流下能力ができるが、天ヶ瀬ダムの地点での流下能力1000トン/秒によって、洗堰からの放流量を制限せざるを得なくなるためである。

私の誤解は、瀬田川改修後に+140センチで1500トン/秒流せるようになっても、まさか+90センチで1000トン/秒以上の水を流せることはなかるうという浅はかな直感によるものでした。不明をおわびします。

ただし、すべてのセットでなく、どれかが単独で、あるいは一部がセットでおこなわれたときの予測は、さまざまな可能性について評価するために重要です。そのため、瀬田川の改修のみを行ったときの予測についても、36年洪水等について示していただくことをお願いし、説明資料第二稿の整備内容シートに含めていただく了承をえました。

7/29 に本多委員から出された意見

ダムに建設における客観的な有効性の認知と社会的合意についての意見

淀川水系流域委員会 委員長 芦田和男 殿
同委員会住民参加部会 部会長 三田村緒佐武 殿

淀川水系流域委員会委員猪名川部会・住民参加部会 本多孝

ダムに関する整備計画策定において、今後見直し検討の結果、流域委員会の提言に示された「ダムは原則建設しない」の原則を最優先として代替案検討をおこなうこと。

どうしてもダム以外に有効な代替案がないと河川管理者が判断した場合においても、関係住民や住民対話集会、流域委員会、関係自治体において代替案提案や意見がある限りにおいて、客観的に認められたとは判断しない。

また、ダム以外の他の整備計画策定とは異なり、ダム建設に関しては、関係住民、住民対話集会、流域委員会、関係自治体において、意見対立がある限り合意とは判断しない。

以上のことを河川管理者に求める。

よって上記意見を流域委員会で取り上げてくださり、河川管理者へ提出する意見書に掲載し、意見することを望みます。

以上

個人意見提出理由

前回の猪名川部会で、客観性と社会的合意について行政に訊ねましたところ、関係住民、流域委員会、関係自治体の合意を持って得られたと考えるとありました。

しかし、一般の整備計画とダムに関するものとは、提言でもダム建設についてはより高いハードル(客観性の認知と社会的合意)を設け、「原則ダムは建設しない」と提言しています。

そのもとで他の整備計画の作成過程とダム建設計画策定過程では、当然提言の趣旨から、同じではありません。

前回の委員会で、そのことについて委員会として取り上げる必要があるのではないかと私から委員の皆さんへ問題提起させていただきましたが、その中で、「社会的合意は実質取れないのではないか」「意見対立を合意に導くプロセスが大切」という発言はありましたが、合意に至らなかったら、提言どおり「建設しない」という当たり前の趣旨に沿った意見はありませんでした。

合意を如何に取るかではなく、この場合は合意がなければ「原則建設しない」のではないかと思います。

よって改めて意見を提出したいと考えます。

8/4 に畑委員から出された意見

第 2 稿に関して、以下は所属部会以外の関係事項についての要望事項や河川管理者への質問等を含みますので、委員会宛てに提出させていただきます。 畑 武志

(1) 景観に関係する問題で、堤防に沿って古い街並み等が発達している場合があり、以下の注記等によって具体的河川整備地点での歴史的建造物への配慮の重要なことを当該事業計画・実施関係者に示しておくことが望まれます。

p.8 2.1.7 景観 (太字部分を挿入)

…周辺の景観と調和していない。堤体強化のための堤体拡幅では、歴史的な重要建造物や沿川景観への影響に注意する必要がある。

また、ダム貯水池…

p.20 4.2.7 景観

1～2行目 (太字部分を挿入)

…周辺の景観との調和に関して検討する。なお、堤体の拡幅時、撤去対象地の歴史・景観特性にも十二分の配慮を行い、住民・識者等の意見にも耳を傾けるとともに、必要地区については一般住民にも当該施設等の価値を広く伝えるよう努める。

p.40 4) - 2 堤防補強 6行目 (太字部分を挿入)

…早急に決定する。ただし、施設等の撤去等が必要になる場合は、歴史・景観面からも十分検討する。

(2) p.11 2.3 利水 4行目

…数メートルもの地盤沈下が生じ、…

> 数メートル、即ち 5,6 メートルというのは少し大きすぎるように思われます。環境省のデータでは昭和 7～10 年以降 2.9m (尼崎、大阪) という数字もあります。

(3) p.21 4.3.1 洪水 3行目 (太字部分を挿入)

状況等を踏まえて実施の判断を行う。なお、狭窄部等の自然景観や各水系での歴史的機能については、一般の意見も十分に汲み取り、従前的治水方法論だけでなく、さまざまな可能な方法を吟味検討した上で、総合的判断に間違いがないことを確認して決定を下す。

(理由) 復旧不能の作業であるため、狭窄部の開削については、より慎重な検討と重い判断が求められる。水系におけるこれまでの狭窄部の機能等を再度総合評価し、本当に開削しか方法がないことの再確認が必要であろう。

(4) 既に委員会で説明済みであるかもしれませんが、「第2稿」だけを読むと、次の点が不明で、計画雨量のとり方如何で整備対象区間が大きく変わり、重要補強区間が漏れたり、過大値のため緊急補強区間が増えすぎたりする恐れが生じますので、語句挿入や、より明確な定義が必要に思われます。

p.22 4.3.1 4)

<緊急堤防補強区間の選定> 1~2行目 (太字部分を挿入)

…緊急に補強する区間を原則とし、従来から氾濫被害が多発し、堤防補強が要望されている区間についても検討する。

またp.22 同 1) については、雨量の適用方法如何で推定結果が変わるため、昭和28年13号台風時降雨について、次の何れを考えているのか明示する必要がある。

- a) 流域平均雨量を対象にしているか(その場合、当該河川区間の集水域平均雨量か、淀川、桂川等関係河川の全流域平均雨量か)
- b) ある一つの地点雨量を関係集水域全域に適用するのか
- c) 当該降雨の時間・空間分布をそのままモデルに適用するのか
- d) その他

(5) p.22 最終行 (太字部分を挿入)

長期的には、浸水被害を軽減する土地利用誘導が望まれるが、短期的にもハザードマップの配布や、河川情報表示板等の設置など早急の対策を進めるとともに、当面の被害軽減措置としては…

(理由) 長期的対応が難しくとも、長期対策につながり、しかも直ぐに取れる措置として、必要情報を示した河川情報板を早急に関係河川区間に設置していくことが望ましい。

(6) 「提言」p.4-11/9 行目に記載された「各河川区間における破堤の危険度を明示する」については、現地での表示が重要であり、ハザードマップ配布だけではなく、現地に表示されることで、河川との関係が実感でき、散策等の機会に目にした住民らを通して、地区住民全体に次第に浸透させるような方策を考える必要があります。「河川情報表示板」は高価な施設として造られているようですが、河川堤防等の現地ではそのような高価・高度な施設は必要でなく、それよりも必要な全地点に設置していくことが重要です。提供情報の内容には工夫を凝らす必要がありますが、お金のかからない表示板(正に板切れ1枚でも結構)を安全度の低い堤防区間には必ず設置し、堤防強化等による安全度の変化に応じて適宜内容も改訂していくことが望まれます(p.37/6行目)。

従って、p.21下から14行目でも、以下のような付記があってもよい。

情報の住民、自治体、関係機関への提供システムの強化を図り、河川区間の安全性に関しては簡易な河川情報掲示板など現地河川での情報提供にも努める。

(7) 総合的な経済性や環境の保全を考えた河川整備計画が必要であり、浸透域の不浸透域化を放置したまま、経費のかかる人工的浸透域の増加策や地下貯留施設建設等を繰り返すのではなく、いかにして現況の浸透域を維持するか、先ず関係部局に働きかけ、方策を練る必要があります。残り僅かとなってきた市街化内の農地等についても、より積極的にその防災的価値や環境的価値を評価して、関係当局と協議し、線引きの見直しを図ってでも、そのような農地等のより良い保全策を考えることは30年の長期的視点からは必要な事項ではないかとも思われます。

従って、以下のような太字部分の挿入が望まれます。

p.39 3) 流域で水を貯める から7~8行目

貯留機能の強化

…。公共においては地下貯留施設の機能を担保する等積極的な対策について検討を 支援する。(この表現が分かりにくいので、分かりやすく書いていただければ幸いです。) 浸透施設、地下貯留施設等の計画に際しては、現況農地等の浸透能力(浸入能)及び貯留能との比較検討を行い、農地等の高度利用の可能性や事業の経済性比較を行い、現況の浸透、貯留能をできるだけ維持する方策についても考慮する。経済性比較と言ってもこれからは環境的価値、文化的価値等を含め、総合的価値の比較を常に心掛け、手法の開発に努める必要がある。

(8) p.40 (2)2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減に関する質問

宇治川

瀬田川

洗堰操作に関する上下流の取り決めについては詳しく説明されているところですが、出水予測技術が進歩してきている現在、琵琶湖水位を予測し、下流の流下余力がある間に琵琶湖からの事前放流(予備放流)時期を早めて、あらかじめ琵琶湖水位を下げることで琵琶湖沿岸湛水被害を軽減する方法はないもののでしょうか?それが可能であれば、宇治川河床掘削も鹿跳溪谷の疎通能拡大の問題も解消できるのですが…。

質問1) 現在の洗堰操作等に関する上下流協定は琵琶湖及び天ヶ瀬ダム貯水容量を最大限活用する取り決めになっているのでしょうか?

質問2) 予備放流の制限流量を現状より大きくとることができたとして、今後琵琶湖流域降水量及び流出量予測技術の導入と事前放流操作によって琵琶湖沿岸湛水被害の皆無化を図る検討はどの程度なされ、検討の結果もし可能性がありとされている場合、その実用化の年次はいつ頃と推測されているのでしょうか?

9/4 に川那部委員から出された意見

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）」に関する

淀川水系流域委員会委員としての意見について

主として琵琶湖に関連して（第2回）

2003年9月4日

委員 川那部 浩哉

主として琵琶湖に関するものについて、説明資料第2稿に対する修正等の意見の第1回を7月5日に提出したが、それに追加して第2回を、また「<淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)>に係る具体的な整備内容シート」に関する意見の第1回として、以下のものを取り敢えず提出する。これまた倉卒の間に作ったものなので、ここに意見を書いた各項目についても、今後追加することは数多いと考えている。また文章等についても不適當なところが散見されると思うが、取り敢えずのこととしてお許しを頂きたい。後者についての第2回も、出来るだけ早く提出したい。

1. 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）」に関する意見（第2回）

1) 少なくとも一級河川において、いわゆる「直轄区間」とそれ以外の区間（地方自治体に管理を委託している区間）との区分の整合性等について、その理念を含めて徹底した再検討を行うべきである。とくに琵琶湖については、それに流入する一部の川のさらにその一部が「直轄区間」とされ、それよりもいっそう大きく淀川水系全体に関わっている琵琶湖そのものが「直轄区間」となっていない。このこと自身の整合性は、特に河川法の改正のあった今日、十分に確かめられなければならないし、また、その検討結果によっては、法律等をも改正する必要がある。整備計画において、その検討が方向づけられなければならない。

「整備計画」において、「検討」として記載する必要がある。

2. 「<淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)>に係る具体的な整備内容シート」に関する意見（第1回）

注：[] 内には、「事業名」に記載されていない場所名を記した。また、そのうち河川としては、次の7つを区分した：全水系、淀川本川（3川合流点より下流）、瀬田宇治川（洗堰から3川合流点まで）、桂川、木津川、琵琶湖（琵琶湖とそれへの流入河川）、猪名川。

計画 - 1 「河川レンジャー」[全水系]：検討・試行で可。但し「位置図」において、直轄

区間だけをことさらに強調する必要はなく、区分をしないようにすること。なお他の項目での「位置図」(例えば次の「環境 - 1」)と、取り扱いが一致していないところがあるので、注意して統一のこと。

環境 - 1 「河川環境のモニタリングの実施と評価」[全水系]: 実施で可。但し「多自然型川づくり」については、「提言」においてそれからの脱却と新しい方法を提案していることに鑑み、ここに書かれている評価はもっと厳しいものでなければならない。また、「鶺鴒ヨシ原切り下げ試験地モニタリング」だけでなく、今後行うイメージ図でも良いから、さらに広域的・全面的な例をも挙げるべきだ。そうでないと、「この程度のものでお茶を濁すつもり」と誤解されるおそれがある。

環境 - 2 「横断方向の河川形状の修復を実施(庭窪地区)」[淀川本川]: 実施で可。但し、ワンドの整備だけではなく、ヨシ原なども合わせて、さまざまな水辺の保全に拡げることがを明示すべきである。また、「淀川環境委員会」など生態関係者の意見を不断に聞いて、その意見のもとに行うこと。さらに、このような水辺保全によって、水質などの他の自然環境や文化環境、ひろく河川の役割がどのように変化してくるかについて、モニタリング調査を行うことを明示すべきである(このあたりのことは、以下の項目においても同様に記載する必要がある。)

環境 - 3 「横断方向の河川形状の修復を実施(楠(樟?)葉地区)」[淀川本川]: 実施で可。但し、再生事業に一般に成功・不成功を判定するにはかなりの長期間が必要であること、この事業の場合に限られるものではないが、この位置は現在、その標高においてかなり高いことなどに鑑み、成功・不成功を判定などするためには特に長期の事後調査が必要なので、その実施期間が極めて長期にわたることをある程度記述しておく必要がある。

環境 - 4 「横断方向の河川形状の修復を実施(牧野地区)」[淀川本川]: 実施で可。

環境 - 5 「横断方向の河川形状の修復を実施(鶺鴒地区)」[淀川本川]: 実施で可。但し、ヨシ原の保全だけではなく、ワンドなども合わせて、さまざまな水辺の保全に拡げることがを明示すべきである。(以下、コメントとしては繰り返さないが、整備計画シートでは繰り返し記載する必要がある。)

環境 - 6 「横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)」[淀川本川]: 実施で可。但し、たまり・ワンドの整備だけではなく、ヨシ原なども合わせて、さまざまな水辺の保全に拡げることがを明示すべきである。

環境 - 7 「横断方向の河川形状の修復を実施(上津屋地区)」[淀川本川]: 実施で可。但し、従来の「都市公園計画」に準じたものにならないよう、河川の本来のあり方を十分に考慮に

入れた計画を、イニシアティブをとって地方自治体と十分に協議し、遺漏のないようにしなければならない。

環境 - 8 「横断方向の河川形状の修復を実施（海老江地区）」[淀川本川]: 実施で可。

環境 - 9 「横断方向の河川形状の修復を実施（西中島地区）」[淀川本川]: 実施で可。但し、干潟とヨシ原が直接に近接しているようなイメージ図はほんとうに正しいかどうか、再検討の必要がある。

環境 - 10 「横断方向の河川形状の修復を検討（唐崎地区）」[淀川本川]: 検討で可。但し、環境 - 2 - 9 における実施内容よりもさらにいっそう多面的な水辺環境を保全・再生するよう、十分な検討を早急に行って、実施すべきである。（このことは、以下の項目においても同様である。）

環境 - 11 「横断方向の河川形状の修復の（？ ここまでは「を」、以下同様）検討（水無瀬地区）」[淀川本川]: 検討で可。

環境 - 12 「横断方向の河川形状の修復の（？）検討（前島地区）」[淀川本川]: 検討で可。

環境 - 12 A 「横断方向の河川形状の修復を検討（修復各地点の河川における分布と生物の動態と、それに基づく河川水辺域の全面的修復の検討）」[淀川本川]: 個々の部分の水辺環境の再生だけでは、河川全体におけるその効果を判定することは出来難い。各再生域の分布やそれらを使う生きものの移動保証の実態などがあきらかになる必要があり、それに基づいてさらに修復を進める必要がある。

環境 - 13 「横断方向の河川形状の修復の（？）検討（野洲川河口部）」[琵琶湖]: 検討で可。但し、ここで取り扱う地域は川・湖の双方にわたって極めて小さく、河口域の整備としては極めて不十分であるので、大幅な拡大が必須である。また、「代替案の検討」には3案が挙げられているに過ぎないが、「川が川をつくる」ことが可能なようにするためにはこれでは不十分であり、その線に沿った他の代替案が検討されなければならない。なお、「野洲川は放水路であるが、中略）一定の自然環境が形成されている」との記載は不適切であるが、これは事項で述べる。

環境 - 13 A 「横断方向の河川形状の修復を）検討（野洲川）」[琵琶湖]: 先ず前項の「箇所決定理由」に、「野洲川は放水路であるが」とあるのは不適切である。また、「一定の自然環境が形成されている」ともあるが、これはほとんど無意味な言葉であり、「一定の自然環境が形成されないようなところは存在しない」と強弁することさえ可能である。それはともかく、少なくとも一部に直轄部を含む野洲川などにおいては、上流から下流までを一貫して、

整備の検討対象をすることが肝心である。当面、いくつかの個所を選ぶ必要もあるが、それもまた検討の対象にしなければならない。

環境 - 1 3 B「横断方向の河川形状の修復を検討(草津川)」[琵琶湖]: 前項と同様である。とくに草津川の場合は、河川水が新河川に移って時間があまり経っておらず、従来の工法を批判的に見つめる対象の一つとしても適当な河川であること、自明の理である。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。

環境 - 1 3 C「横断方向の河川形状の修復を検討(琵琶湖への流入河川一般)」[琵琶湖]: 直ちに実施することは困難としても、直轄でない河川、さらには2級以下の河川についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」はもとより、河川審議会の報告等からも明らかである。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然であり、猛省を促したい。

環境 - 1 4「横断方向の河川形状の修復の(?)検討(下加茂地区)」[猪名川]: 検討で可。

環境 - 1 5「横断方向の河川形状の修復の(?)検討(大淀地区)」[淀川本川]: 検討で可。
環境 - 1 2 Aの具体的な一部として、歓迎したい。

環境 - 1 6「横断方向の河川形状の修復の(?)検討(家棟川地区 内湖・湿地帯)」[琵琶湖]: 検討で可。家棟川河口域の事業は、残念ながら「ピオトープ整備事業」としては成立しない。その問題点のいくつかについては、すでに2000年11月に各方面の十数人の意見をまとめ、手紙のかたちで報告済みなので、ここには繰り返さない。それ以後モニタリングが行われているとあるので、問題点はいつそう明らかになっていると思われる。従って、内湖・湿地帯再生事業を今後進めるための何らかの重要な資料を得ることにはなるであろう。

環境 - 1 6 A「横断方向の河川形状の修復を検討(琵琶湖東北地区 内湖復元)」[琵琶湖]: 旧早崎内湖干拓地の一部については、滋賀県が減反政策の一環として導水を行っている。家棟川よりもむしろこの方が、内湖・湿地帯の再生事業の一つのパイロットになる可能性がある。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。

環境 - 1 6 B「横断方向の河川形状の修復を検討(琵琶湖東地区 内湖復元)」[琵琶湖]: 旧津田内湖干拓地の一部については、近江八幡市が中心になって、滋賀県立大学などが調査をしている。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。

環境 - 1 6 C「横断方向の河川形状の修復を検討(琵琶湖西北地区 水田との関連)」[琵琶湖]: 滋賀県(と農林水産省)は現在湖西地区北部において、水田と琵琶湖との連続性確保・再生を模索する事業を開始する機運にある。従って、少なくとも検討の対象に入れなければ

ならない。

環境 - 1 6 D 「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖東南地区 内水路付近）」[琵琶湖]: 滋賀県と水資源公団は少なくともある時期、湖岸堤の内側に存在する堤水路などを中心にして、草津川から家棟川までの地域を選んで、沿岸事業を計画していたことがある。従って、現在もその方向が模索されているならば、少なくとも検討の対象に入れなければならない。

環境 - 1 6 E 「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖沿岸各地）」[琵琶湖]: 水資源公団は、小規模ながら葉山川河口部において、湖岸の状況を変えて放置する実験を行っている。琵琶湖の各地でこのような小実験を検討し実施することはすることは、意味があると考えられる。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。

環境 - 1 6 F 「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖沿岸各地）」[琵琶湖]: 滋賀県は、いくつかのところで沿岸の「修復」を行っている。国土交通省はこれと主導的に協議し、この内容を具体的に検討し、優れたものについてはそれを推し進める必要がある。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。

環境 - 1・6 G 「横断方向の河川形状の修復を検討（琵琶湖沿岸各地）」[琵琶湖]: 上記のような、具体的な問題を含め、琵琶湖と陸域との間の移行帯の全面的な保全・復元に向けて、国土交通省が主導的に各省庁・滋賀県等を含めて行うべきである。従って、少なくともその検討・実施を「整備計画の具体的内容シート」においても明示しなければならない。